

議第27号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年玉滝村条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7年 3月25日 提 出
玉 滝 村 長 越 原 道 廣

令和 7年 3月 日 決
玉滝村議会議長 下 出 謙 介

(別紙)

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年王滝村条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「231,200円」を「240,400円」に、「158,600円」を「164,900円」に、「135,300円」を「140,700円」に、「141,500円」を「147,100円」に、「137,000円」を「142,400円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

新 旧 対 照 表

改正後	改正前
<p>(報酬)</p> <p>第1条 議会の議長、副議長、委員長、副委員長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。</p> <p>議長 <u>240,400円</u></p> <p>副議長 <u>164,900円</u></p> <p>議員 <u>140,700円</u></p> <p>委員長 <u>147,100円</u></p> <p>副委員長 <u>142,400円</u></p>	<p>(報酬)</p> <p>第1条 議会の議長、副議長、委員長、副委員長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。</p> <p>議長 <u>231,200円</u></p> <p>副議長 <u>158,600円</u></p> <p>議員 <u>135,300円</u></p> <p>委員長 <u>141,500円</u></p> <p>副委員長 <u>137,000円</u></p>